

「学生支援緊急給付金」の申請方法について

【対象者の要件】

1. 以下の①～⑥を満たす者

- ①家庭から多額の仕送りを受けていないこと
- ②原則として自宅外で生活をしていること（自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象）
- ③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）が大幅に減少（前月比 50%以上減少）している
- ⑥既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすこと

- 1) 修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は今後利用を予定している者
- 2) 要件を満たさないため第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

2. 上記1. を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者

【提出書類】

要件	記載内容の注意点	提出書類
①家庭からの多額の仕送りが ないこと	誓約書（様式2）に金額（年額）を記載 ※1年生は仕送り予定額、2年生以上は2019 年度の仕送り額を記載	預貯金通帳等の写し
②原則として自宅外で生活 していること	自宅生で経済的に家庭から自立している学 生は、提出書類は不要だが、申請書（様式1） 「3. 申し送り事項」に詳細を記載すること。	アパート等の賃貸契約書の写し、直 近の家賃の支払い根拠書類、住民票 の写し等（自宅外生）
③生活費・学費に占めるア ルバイト収入の割合が高い	誓約書（様式2）に金額（年額）を記載 ※1年生はアルバイト収入予定額、2年生以 上は2019年度のアルバイト収入額を記載。	
④家庭（両親のいずれか）の 収入減少等により、家庭か らの追加的支援が期待でき ないこと	コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置 を受けている場合の受給証明書等又は申請 書（様式1）「3. 申し送り事項」に事情を記 入すること。	・公的支援措置を受けている場合の 受給証明書等
⑤コロナ感染症の影響でア ルバイト収入が大幅に減少 （前月比 50%以上）してい ること	1年生でアルバイトを予定しており、得られ るはずであった収入が得られなかった場合 は、申請書（様式1）「3. 申し送り事項」に 詳細を記入すること。	・アルバイトの給与明細または振込 口座の預貯金通帳の写し ※減額前：直近2ヶ月分 ※減額後：本年1月以降の2か月分
⑥既存の支援制度について いずれかを満たすこと。	・第一種奨学金の限度額まで利用している者 又は利用を予定している者 ・民間等を含め申請が可能な支援制度の利用 を予定している者 ※住民税非課税世帯の学生は住民税非課税 証明書を提出	・住民税非課税証明書（該当者のみ） ・第一種奨学金を限度額まで利用し ている旨やその他支援制度の利用 を予定している旨について申請書 （様式1）「3・申し送り事項」に詳 細を記入すること。

※提出書類は、原則申請時に全て提出していただく必要があります。やむを得ない事由で提出が困難な場合は、学校に申し出てください。後日、学校からヒアリング等を実施する場合がございます。

※多子世帯やひとり親世帯の学生等については申請書（様式1）の「3. 申し送り事項」にその旨を記載してください。

【申請方法】

- ①文部科学省ホームページ内の申請の手引きをよく読み、（様式1）学生支援緊急給付金申請書、（様式2）学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書を印刷する。
- ②申請書、誓約書に必要事項を記入する。
- ③申請書（様式1）、誓約書（様式2）、その他提出書類を学校に郵送にて提出する。

【申請期限】

提出期限：2020年6月10日（水）必着

※2回目の募集もある予定ですが、期日は未定です。

【注意事項】

- ・学校ごとに枠が決められるため、採用人数には限りがあります。申込後、申請内容を踏まえて学校で審査がありますので、申請者全員に給付が確約されるものではありません。
- ・申請内容に虚偽が判明した場合は、支給された給付金の返金が求められます。
- ・申請書等を郵送する際は、記録の残る郵便方法（特定記録郵便、簡易書留、レターパック等）で郵送してください。
- ・郵送時、封筒に「学生支援緊急給付金申請書在中」と赤字で記載すること。

【書類提出先・お問い合わせ先】

〒153-0004

東京都目黒区大橋 2-4-2

東都リハビリテーション学院 事務局 奨学金担当

電話：03-3468-4656

奨学金質問専用メール：shougakusei(a)toutoreha.ac.jp
(a)は@に変えてください。

※ご不明点等がございました場合には、お電話またはメールにて奨学金担当までお問い合わせください。